

令和元年度第1回習志野市青少年センター運営協議会議事録

1 開催日時 令和元年5月13日(月)午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所 習志野市庁舎5階 5-1会議室

3 出席者

【会 長】 習談会 会長 五十嵐 久仁

【副会長】 習志野八千代地区保護司会習志野支部 支部長 高橋 君枝

【委 員】 こども部子育て支援課 課長 相澤 慶一

学校教育部指導課 課長 蓮 一臣

習志野市立習志野高等学校 教頭 荻原 洋

習志野市立秋津小学校 校長 鈴木 俊哉

習志野警察署生活安全課 課長 石毛 雄司

青少年補導委員連絡協議会 会長 松濱 幸子

青少年相談員連絡協議会 会長 中台 雅之

民生委員・児童委員協議会 副会長 岡 久郎

【事務局】 教育長 小熊 隆

生涯学習部 部長 齊藤 勝雄

生涯学習部 次長 村山 典久

生涯学習部 副参事 吉岡 治

生涯学習部青少年センター 所長 渡辺 雅和

生涯学習部青少年センター 主査 江住 敏也

生涯学習部青少年センター 補導相談員 森 淳

4 議題

(1) 令和元年度青少年センター事業計画及び予算について

(2) 令和元年度第2回青少年センター運営協議会の予定について

(3) 質疑

5 会議資料 令和元年度第1回習志野市青少年センター運営協議会に関する資料

6 議事内容

(1) 令和元年度青少年センター事業計画及び予算について

【青少年センター所長 渡辺】 青少年センターは、地域社会・関係機関・団体と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を図ることを目的とし、4名で事業を遂行している。

当センターの業務内容は、大きく分け「補導活動」、「補導相談」、「青少年健全育成活動」、「環境浄化活動」、「会議・研修」の5つである。

補導活動について、「一般補導」は当センター職員で毎日行っている。学期始めの登校時や習教研等の下校時刻が早いとき、感染症による臨時休業があるとき、学校行事や気象状況、不審者情報等を考慮しながら行う。午前、午後、夜間にそれぞれ1時間から1時間30分程度で実施している。

当センター職員と青少年補導委員と行う「街頭補導」は、週に2回程度計画し、主に児童・生徒の下校時間帯(15時から16時)に実施し、さらに毎月2回、夜間の時間帯(19時から20時)にも行っている。

「学区一斉補導」は、中学校区を単位として行う。今年度は7月27日、11月5日、2月25日に行う。

「特別補導」は、主に夏休み、年末・年始に行う。

補導相談は、青少年センターで青少年の補導に関する相談を受け付け、相手の立場に立って、必要に応じて関係機関とも連絡を取り、早期解決に努める。なお、青少年家庭教育相談と青少年テレホン相談については、平成24年度より相談窓口の一元化により総合教育センターの教育相談に移行した。平成30年度は7件の相談があった。

青少年健全育成活動では、「習志野市補導委員連絡協議会」、「中学校区青少年健全育成連絡協議会」、「習志野市PTA連絡協議会」、「子どもを守る地域ネットワーク実務者会議」、「秋津小学校運営協議会」、「習志野市少年野球連盟」、「ポートピア習志野環境委員会」、「防犯協会」、「千葉県青少年補導委員総会・大会」、「千葉県青少年補導センター連絡協議会」との関係団体と連携、協力をしながら進めている。多くの青少年健全育成に係る団体と連携し、地域の特色を生かした参加型の活動を行い、情報交換をしていく。

関係団体と協力をして、様々なイベントも行う。青少年補導委員連絡協議会による「「少年の日」ポスター展」を11月17日～23日までの期間、市庁舎1階展示スペース及びグランドフロア協働スペースで行う。小学校4、5、6年生から募集する。昨年度は305点もの作品が寄せられた。全作品を展示する予定である。同じ期間、同じ場所で中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会主催の「青少年健全育成標語コンクール」を行う。小学校5・6年生、中学生を対象に募集する。昨年度の応募数は小学校1, 848点、中学校3, 856点であった。代表者会で6点を選抜し会場に掲示する。

スポーツを通しての青少年の健全育成では、地域における児童の集団活動及び異年齢交流を育成するために少年野球大会の事務局として、市教委と少年野球連盟との共催行事の春季大会・夏季大会・新人大会に協力している。

「子ども110番の家」は、子どもたちの登下校の時間帯を含め、犯罪被害を未然に防ぐために緊急回避場所として協力を依頼している。加入の依頼、出張登録会を今年度も実施する。学校だけでなく、地域の皆様方にも直接依頼している。皆様においても、機会があれば紹介していただきたい。

「不審者情報の発信」は、各学校等より連絡のあった不審者情報を各学校や放課後児童会、公民館、図書館等にFAX送信で知らせる。緊急、または市民に向けての注意喚起が必要な事案は緊急情報サービス「ならしの」によりメール等を通して伝えることで児童・生徒の見守り、事件・事故の未然防止に努める。

学校からの不審者情報の報告は主に報告書で受け取る。警察への連絡の有無や学校や市民への情報提供の可否を確認している。

「情報端末及びインターネットによるトラブル調査及び、情報モラル教育実施状況調査」は、今年度も各小・中学校に協力をいただき調査結果を各学校へ伝え、学校での生徒指導資料、教職員研修等の一助としていただく。

環境浄化活動は、青少年補導委員様による街頭補導、青少年健全育成連絡協議会によるパトロール及び環境浄化活動の報告、当センター職員による自主パトロール等で得た情報（自転車の乗り方や公園の状況等）を、関係機関へ連絡し環境浄化に努める。有害ビラや看板等、近年、撤去対象となるものはない。

会議及び研修は、本日開催している「青少年センター運営協議会」を年2回開催し、青少年関係機関・団体の職員及び代表者の委員に、青少年センターの業務内容がより総合的・計画的に実践できるよう、協議及び助言をいただく。

「青少年補導委員委嘱、総会、研修会」は、補導委員の心構えや補導の仕方について研修する他、関係施設等を視察研修し、補導委員の資質向上を図る。

「青少年補導委員連絡協議会役員会・理事会」は事業の推進及び運営に関する事項の協議をする。

「青少年センター連絡会」は、各中学校区より3名ずつ21名の連絡員で構成し、市内外の青少年の動向、街頭補導の状況について、報告・協議する中で、補導活動の組織的・計画的な推進を図る。

「中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会」は、各青連協の代表者等による会議で、各地域の活動交流や研修等により、地域活動を効果的に推進するため、年3回実施する。

また、「生徒指導担当者会議」や「葛南地域生徒指導行政担当者会議」に参加し、市内および葛南地区5市と情報交換や協議をする中で、生徒指導の充実を目指す。

最後に、今年度の懸案事項の「学校・警察連絡協議会」の持ち方について報告する。

「学校・警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止及び健全育成を推進するために、学校と警察が連絡を密にし、共通の方向性を持つことを目的として開催する。本市では年3回、1回目と3回目は校長を、2回目は生徒指導担当教員を委員として実施している。構成員は公立、私立 全小・中・高・特別支援学校の29校と、習志野警察署関係者、教育委員会関係者、青少年センターである。

協議内容は、警察、青少年センターからの情報提供、学校からの報告である。参加人数は35～40名なので、大きい会場で開催する。

そのような状況で実施していることをイメージしていただき、課題の「報告事項が中心となり、具体的な情報交換や議論の場になりにくいこと」、「生活環境や道路事情、児童生徒の実態が違うことから、話題が学校や地域の実情に合わないことがある」、「本来の目的や意義が薄れてしまい、会議の形骸化などの課題を解決すべく、より実効的な協議会の開催方法」について、皆様からの意見を聞き、改善に向けて参考にしたい。

続けて今年度の予算について説明する。

青少年センターの事業は、「青少年センター運営協議会費」、「青少年センター運営費」、「青少年相談指導事業費」である。青少年センター運営協議会費として78,000円、青少年センター運営費として538,000円、青少年相談指導事業費として6,019,000円、合計で6,635,000円である。

「青少年センター運営協議会費」は、報償費と協議会の飲み物代である。

「青少年センター運営費」は、青少年の非行防止と、健全育成のための啓発活動、及び各関係機関との連絡調整のための費用である。

「青少年相談指導事業費」は、青少年や保護者に対して、青少年補導相談員及び青少年補導委員による街頭補導活動、広域列車補導等を実施し、次代を担う青少年の健全育成を進めるため等の費用である。

今年度、青少年補導委員が街頭補導で着用する反射ベスト、センター車に設置するドライブレコー

ダー、青色回転灯を購入する。

【高橋副会長】 青少年補導相談の相談内容はどのようなものかお聞きしたい。

【青少年補導相談員 森】 非行関係なども含め相談窓口は主に総合教育センターで受付けているため、ここで受ける補導関係の相談は少ないが、昨年度受けた相談の内容を説明する。

学校からの相談内容は、朝家を出てまだ学校へ登校していない児童の連絡や、放課後下校したあと、まだ家に着いていないという報告があった。他には高校生の保護者より、子どもの交友関係についての相談である。

【高橋副会長】 学校から家に着いていないという件は小学生かお聞きしたい。

【青少年補導相談員 森】 小学生である。すべてその日のうちに帰宅し解決している。

【高橋副会長】 連絡があった時はどのように対応するのかお聞きしたい。

【青少年補導相談員 森】 青少年センターだけでなく教育委員会で対応する。子どもの特徴を聞いて、学校・指導課と連携し、手分けして探す。

遊びに夢中でなかなか帰らない低学年児童や、保護者に前日怒られたため帰りづらくなってしまったり、出掛けに早くと急かされて行きたくなくなってしまったりということがああるようだ。

【五十嵐会長】 事務局からの報告で、学校警察連絡協議会の会議の持ち方が懸案事項となっているとの話があった。意見や、他市の状況などあったらお願いしたい。

【石毛委員】 これだけ大人数の会議で効果的な情報交換はできないと思われる。署長、教育長が出席し、お話をいただき、連携を図っていきましょう、というような会議である。具体的な情報交換などは、生徒指導担当者の会議や、各中学校区での会議など小規模な会議で実施している。学警連のような大きな会議で、具体的な情報交換を求めるということは実際には厳しい。

【鈴木委員】 回数を減らすことができるのであれば良いと思う。もっと小規模の会議にて密な情報交換を行っているので、学警連のような校長レベルで集まる会議は年1回にし、細やかな情報交換のできる会議が実際に行われているので、その会議で対応しても良いのではないかと思う。

【石毛委員】 他市では、新年度になってそれぞれ生徒指導などの先生方の連携が図られてきた2カ月から3カ月後(6月から7月)あたりに、親睦を深める意味も含め総会という形で年1回開催している。署長や教育長、市によっては市長も参加している。情報交換などは、もう少し小さな会議がいくつもあるのでは、そちらで取り組めば良いと思う。

【青少年センター所長 渡辺】 本市でも会議の精選化や働き方改革で、会議の回数を抑える方向でという話がある。先ほど事業報告にあったように生徒指導担当者会議が毎月1回具体的な会議が行われており、他市での学警連の会議も年1回開催の市が多いとのことで、改めて意見をいただきながら参考にしたいと思う。

【荻原委員】 指導課との連携事業になると思うが、年間行事に入っている会議のうち、生徒指導担当者会議だけでなく、小中生徒指導や中高生徒指導もあり、他にも学区ごとに情報交換する場で具体的な取り組みをしているので、トップに学警連の総会を開催すれば組織として成り立っていると思う。

【五十嵐会長】 以上の意見を青少年センターで活かしていただきたい。

(2) 令和元年度第2回青少年センター運営協議会の予定について

【青少年センター所長 渡辺】 第2回習志野市青少年センター運営協議会は、令和2年2月12日(水)15時30分から市庁舎5階の5-1会議室で開催予定である。

(3) 質疑

【高橋委員】 不審者情報の配信について、習志野市の場合は警察との連携をどのように行ってい

るのか伺いたい。なるべく早く発信してほしいが、どのように配信するのか理由もあると思うので聞きたい。警察には、事案が起きたときはすぐに知らせるように言われているが、青少年センターではどのようなタイミングで警察に知らせているのか。

【青少年センター所長 渡辺】 不審者情報の多くは、被害にあった子どもから保護者に伝わり、保護者から学校へ伝わり、学校から青少年センターへ伝わる。その際に保護者にはすぐに警察へ伝えるように言っている。不審者情報は学校を含めた各関係機関へファックスで送信するが、同時に同じものを習志野警察署にもメール送信している。その頃には事案発生からかなりの時間がたってしまうので、保護者には何かあったらすぐに習志野警察署へ伝えるようお願いしている。

【五十嵐会長】 「子ども110番の家」について、減少傾向にあるようだが最近の傾向はどうか。

【青少年センター所長 渡辺】 平成28年度末は991軒、29年度末は959軒、30年度末は940軒、今現在は944軒である。連合町会長が集まる会議や、商工会議所の総会後に協力者募集のPRを行った。地域の方へ少しずつ浸透していると手ごたえを感じているところである。数値としてはまだまだ足りないので引き継ぎ声をかけていく。

【高橋副会長】 不審者情報の多い地域性はあるのか。

【青少年センター所長 渡辺】 年によって大きく違う。その地域で1件不審者情報が入ると続けて同じ地区に起きることがある。地区の人数の違いなどでも偏りがあるようだ。

【高橋副会長】 犯人は捕まっているのか。

【青少年センター所長 渡辺】 法を犯しているものは逮捕できるが、法を犯していないものはできない。

【石毛委員】 例えば、「子ども達をじろじろ見ている。」という事案がある。本当に子ども達を見ていたのかわからない。ほかに、「後ろから追われた気がする。」という事案も、本当に対象の子どもを追っていたのか、それとも後ろを歩いていただけなのか曖昧なものがある。最近多い事案が「写真を撮られた。」という事案がある。現場の状況を見ると、その後ろに綺麗な桜が咲いていた。桜を撮影したのか子どもを撮影したのか、子どもが映り込んでいるのかさえわからなかった。桜を見る振りをして子どもを撮影したとの意見もあったが、このような状況で犯人を捕まえても何かの犯罪に抵触するとも思えない。明らかな露出者、刃物をチラつかせて歩いていたりするものに至らない不審者が多い。

【青少年センター所長 渡辺】 このような曖昧な事案も多いが、青少年センターでは子ども達が不審者だと伝えているということは、子ども達の危機意識が高まっていると捉えている。

以上